

老人福祉センター横浜市野毛山荘  
第3期指定管理者選定委員会報告書

平成27年8月

## 1 経緯

老人福祉センター横浜市野毛山荘の第3期指定管理者の選定にあたり、横浜市野毛山荘指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

## 2 選定委員会 委員

委員長	石井 忍	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科講師
委員	有村 知里	中小企業診断士
委員	梅山 胖	西区シニアクラブ連合会会長
委員	林 和明	第4地区自治会連合会会長
委員	村井 恵子	西区民生委員児童委員協議会監事

## 3 選定経過

- 平成 27 年 5 月 22 日 第 1 回選定委員会  
(委員長選出、選定スケジュール、公募要項の決定等)
- 平成 27 年 6 月 5 日 公募要項・参考資料の配布開始
- 平成 27 年 6 月 19 日 現地見学会及び応募説明会
- 平成 27 年 6 月 22 日 公募要項に関する質問受付開始
- 平成 27 年 6 月 26 日 公募要項に関する質問受付終了
- 平成 27 年 7 月 10 日 公募要項に関する質問回答
- 平成 27 年 7 月 28 日 応募書類受付開始
- 平成 27 年 7 月 31 日 応募書類受付終了、公募要項配布終了
- 平成 27 年 8 月 17 日 第 2 回選定委員会  
(面接審査、指定候補者の選定)

#### 4 審査の考え方

選定委員会における審査では、「老人福祉センター横浜市野毛山荘 指定管理者公募要項」において定めた評価基準に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたり面接審査を行いました（プレゼンテーション：15分、質疑応答：20分）。

また、配点については各委員の持ち点を100点満点とし、集計した点数を人数（5名）で割って出した平均点を委員会としての点数としました。最低基準は、100点の6割で60点としました。また、複数の団体が同点となった場合は、審議によって決定することとしました。

#### 5 応募者の資格

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

##### 【公募要項 14 ページ 5 公募及び選定に関する事項 (5) 応募条件等について】

##### ア 応募者の資格

法人その他の団体、または複数の法人等が共同する共同事業体。（以下「団体」という）介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文の指定を受けることができると認められる者

##### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式6）」により、横浜市

から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- (ケ) 介護保険法第70条第2項、第78条の2第4項、第115条の2第2項、第115条の12第2項に該当するもの

#### ケ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- (ア) オ～クの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

## 6 選定評価項目と配点

項目	審査の視点	配点
1 運営ビジョン		5
基本理念の理解（応募理由）	区の施策や横浜市野毛山荘周辺地域の特性や課題、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある運営方針（取組）が考えられているか。また、施設運営に熱意が感じられる応募理由であるか。	5
2 団体の状況		10
(1) 団体の理念・基本方針等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	5
(2) 財務状況	団体の財務状況は健全であり、安定した経営ができる基盤はあるか。	5
3 職員配置・育成		10
(1) 所長及び職員の確保等	人員配置及び勤務体制が整っているか。	5
(2) 職員の育成・研修	老人福祉センターの機能を発揮するための職員育成や、資質向上の研修が具体的・効果的に計画されているか。	5
4 施設の管理運営		30
(1) 施設及び設備の維持保全及び管理・小破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画及び、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5

(2) 事故防止体制・緊急時 (防犯)の対応及び防災 に対する取組	①事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。 ②横浜市防災計画及び西区防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を果たすものとなっているか。日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	10
(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受付方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	10
(4) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ヨコハマ3R 夢プラン、人権尊重など本市の重要施策を踏まえた取組となっているか。 市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5
<b>5 事業の企画・実施（老人福祉センターの基本的な機能について）</b>		<b>25</b>
(1) 事業計画、事業展開	高齢者の社会活動を支援する場の提供や、各種相談、並びに教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供など、魅力的かつ具体的な事業計画、事業展開になっているか。また、高齢者の健康づくりや介護予防の推進に積極的であり、具体的な取組が提案されているか。	10
(2) 施設の利用促進	質の高い利用者サービスを提供するための取組となっているか。（高齢者の仲間づくりの支援に積極的であるとともに、個人利用者に十分に配慮しているか。） 利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	10
(3) 通所介護、介護予防 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防 認知症対応型通所介護	公の施設における事業提供である認識があり、介護予防支援事業者との連携体制等についても十分に考慮されているか。	5
<b>6 当施設の指定管理者として取組の強化を求める事項</b>		<b>10</b>
(1) 新規利用者の獲得	新規の利用者、特に個人利用者の獲得のための取組を行っているか。または、個人利用の部屋及び設備の有効活用について、取組が提案されているか。	5
(2) 医療機関との連携	事故・急病人等の発生に備え、日ごろから医療機関との連携のための取組を行っているか。	5
<b>7 収支計画及び指定管理料</b>		<b>10</b>
(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5

	(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特 特性や課題に応じた、費用配分となっているか。	5
8	前期指定管理業務の実績		±10
	前期指定管理業務の実績	前期指定管理期間における老人福祉センター事業の実績が優 れているか。	±10
合 計			100 点 ±10

## 7 審査結果

審査の結果、100点満点中74点で最低基準の60点を満たしたことから、指定候補者を社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に選定しました。

## 8 審査得点

団体名	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
-----	-------------------

	項 目	配点	評点	
1	運営ビジョン (5点)	基本理念の理解 (応募理由)	5	3.6
2	団体の状況 (10点)	(1) 団体の理念・基本方針等	5	4.4
		(2) 財務状況	5	3.6
3	職員配置・育成 (10点)	(1) 所長及び職員の確保等	5	4
		(2) 職員の育成・研修	5	3.4
4	施設の管理運営 (30点)	(1) 施設及び設備の維持保全及び管理・小破修繕への取組	5	3.6
		(2) 事故防止体制・緊急時(防犯)の対応及び防災に対する取組	10	8
		(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	10	6.8
		(4) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	5	3.8
5	事業の企画・実施 (老人福祉センターの基本的な機能について) (25点)	(1) 事業計画、事業展開	10	8
		(2) 施設の利用促進	10	7.2
		(3) 通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	5	4
6	当施設の指定管理者として取組の強化を求める事項 (10点)	(1) 新規利用者の獲得	5	3.4
		(2) 医療機関との連携	5	3
7	収支計画及び指定管理料 (10点)	(1) 指定管理料の額	5	3.6
		(2) 施設の課題等に応じた費用配分	5	3.6
8	前期指定管理業務の実績 (±10点)	前期指定管理業務の実績	±10	0

評点 合計	74
----------	----

(配点合計 100点)

## 9 審査講評

応募団体：1団体（社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会）

団体の理念や基本方針に優れ、財政面も比較的安定しています。これまでの施設の運営管理の経験を生かし、利用者の安全性を重視し、安心して利用できる施設運営が期待できます。ただし、新たな発想に基づく提案に乏しく、未利用者の潜在的なニーズの把握と新たな利用者の獲得に向けた事業の企画実施、利用率の向上、医療機関との連携に課題があり、改善が望まれます。